

報告第 3 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 29 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 7 年 8 月 5 日 午前 8 時 30 分頃

2. 事故発生場所 熊取町希望が丘二丁目 6 番 1 号

3. 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

4. 事故の概要 熊取北中学校のグラウンドにおいて、軟式野球部の部活動で打撃練習していた生徒のボールがフェンスを越え、相手方宅に直撃し雨樋に損傷を与えたもの。

5. 損害賠償額 47,850 円